

令和8年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業に係る 事業計画書等評価基準

本書は、「令和8年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」の事業者の決定に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。

1. 採点の手続き

提出された事業計画書等は、令和8年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業採点票の各評価項目の評価基準に沿って、以下のとおり採点を行う。

[基準]

非常に有用な提案がなされている ······ 10点

(豊富にある、大きく貢献する、十分備わっている等)

有用な提案がなされている ······ 7点

(ある、貢献する、備わっている等)

提案がなされている ······ 5点

(標準、普通)

劣る提案がなされている ······ 3点

(足りない、貢献がやや乏しい、やや備わっていない等)

特に劣る提案がなされている、提案がなされていない ······ 0点

(ほとんどない、ほとんど貢献しない、ほとんど備わっていない等)

2. 事業者の決定方法

複数の評価者により採点された各評価者の採点結果（点数）を合計し、最も高い得点を得た事業計画書等を提案した事業者を「令和8年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」の事業者として決定する。

令和8年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

採点票

提案者番号 :

評価項目	評価基準	採点欄
1 事業内容	・事業内容が目的と整合しているか	
	・事業内容が具体的かつ詳細か	
2 実施方法	・多くの参加者が受講できるような創意工夫が見られるか	
	・事業実施方法や事業実施スケジュールは適切なものとなっているか	
	・研修実施方法等の検証や研修プログラムの検討について、実施方法や実施体制等の具体的な内容が示されているか	
	・事業成果を高めるための独自性のある内容が盛り込まれているか	
	・養子縁組あっせん機関等交流について、民間あっせん機関と児童相談所が効果的なネットワークを構築できるよう、具体的な手法が提案されているか	
3 組織体制等	・業務遂行のための必要な経営基盤及び組織体制（人員等）が整っているか	
	・当該事業にかかわらず研修事業に関する実績を十分に有しているか	
	・社会的養育に関する識見を十分に有しているか	

合計